



第二十七条の次に次の二条を加える。

(反論書等の提出)

**第二十七条の二** 議長は、次に掲げる書類その他の物件が提出されたときは、当該書類その他の物件を審査会に提出するものとする。

- 行政不服審査法（以下この条において「法」という。）第九条第三項において読み替えて適用する法第三十条第一項の規定により提出された反論書
- 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十条第二項の規定により提出された意見書
- 法第九条第三項において読み替えて適用する法第二十一条又は法第三十四条から第三十七条までに規定する手続の記録
- 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件
- 法第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件
- 第二十八条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。
- 第二十九条中「不服申立て人」を「審査請求人」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の福島県議会情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第十二条第一項若しくは第二項の決定（以下「開示決定等」という。）又は旧情報公開条例第六条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行の日前にされた開示決定等又はこの条例の施行の日前にされた開示請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県議会情報公開条例の規定については、なお従前の例による。

(議会事務局総務課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福 島 県 刷  
印刷所 株式会社 第一印